

宮城県漁業調整規則

(昭和四十一年十月二十五日宮城県規則第七十三号)

改正

昭和四十四年	六月二十七日規則第 二九号
昭和四十七年	二月十五日規則第 五号
昭和四十九年	八月三十一日規則第 六三号
昭和五十一年	二月二十七日規則第一〇七号
昭和五十八年	六月一日規則第 三二号
昭和六三年	六月二十八日規則第 三一号
平成 二年	四月二十四日規則第 三〇号
平成 五年	三月二十三日規則第 一三号
平成 六年	九月二十九日規則第一一八号
平成 六年	〇月二十五日規則第一三〇号
平成 一一年	四月三十日規則第 七九号
平成 一一年	二月二十八日規則第一一二号
平成 一二年	三月三十一日規則第一二二号
平成 一三年	三月三十日規則第 七六号
平成 一三年	十月 一日規則第一一四号
平成 一四年	二月十五日規則第 五号
平成 一五年	二月十八日規則第 六号
平成 一七年	三月三十一日規則第 八二号
平成 一七年	七月二十四日規則第一三七号
平成 一八年	二月二十二日規則第一一二号
平成 二〇年	三月三十一日規則第 五八号
平成 二〇年	二月二十四日規則第一一二号
平成 二一年	八月二十八日規則第 七五号
平成 二二年	三月三十日規則第 三一号

宮城県漁業調整規則をここに公布する。

宮城県漁業調整規則

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	漁業の許可（第七条―第三十三条）
第三章	水産資源の保護培養及び漁業の取締り等（第三十四条―第五十九条）
第四章	罰則（第六十条―第六十三条）
附則	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四十条の規定に基づき、県の地先海面における漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第二条 この規則は、漁業法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第三条 県内に住所を有しない者は、第七条第二号イからハまで、ホ及びトに規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

（平一二規則一二二・全改、平一四規則五・平二〇規則五八・一部改正）

（代表者の届出）

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、様式第一号によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 様式第二号
- 二 漁業法第八条第七項の規定による認可の申請書 様式第三号
- 三 漁業法第十条の規定による免許の申請書 様式第四号
- 四 漁業法第二十二条第一項の規定による免許の申請書 様式第五号
- 五 漁業法第二十六条第一項ただし書の規定による認可の申請書 様式第六号

(昭六三規則三二・平一三規則七六・一部改正)

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地 方 名 称
手繰第一種漁業	かけまわし漁業、てぐり漁業
手繰第三種漁業	貝けた漁業、なまこびき漁業、えびひき漁業
その他の小型機船底びき網漁業	板びき網漁業

第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

第七条 次の各号に規定する漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第二号イからトまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、第一号、第二号ホ及びヌに規定する漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により、当該漁業を営む権利を

有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

イ あわび（潜水器漁業の許可を受けて、潜水器によりあわびの採捕を目的として営む場合を除く。以下「あわび漁業」という。）

ロ うに（潜水器漁業の許可を受けて、潜水器によりうにの採捕を目的として営む場合を除く。以下「うに漁業」という。）

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

イ すくい網（以下「すくい網漁業」という。）

ロ いかつり（総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下「いかつり漁業」という。）

ハ 火光利用敷網（さんまを目的としたものを除く。以下「火光利用敷網漁業」という。）

ニ めぬけさし網（りに掲げる漁業の方法を除く。以下「めぬけさし網漁業」という。）

ホ 固定式さし網（金華山山頂上を通る緯線以南の宮城県沖海面及び金華山山頂上を通る緯線以北の石巻湾で操業するもの限り、かつ、ニ及びりに掲げる漁業の方法を除く。第五十七条を除き、以下「固定式さし網漁業」という。）

へ 機船船びき網（以下「機船船びき網漁業」という。）

ト いるか突棒（以下「いるか突棒漁業」という。）

チ 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）

リ 三枚網（以下「三枚網漁業」という。）

ヌ 小型定置（す建を含む。以下「小型定置漁業」という。）

ル 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）

ヲ 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。第五十八条を除き、以下「潜水器漁業」という。）

（昭六三規則三二・平五規則一三・平一一規則七九・平一四規則五・平二〇規則五八・一部改正）

（許可の申請）

第八条 漁業法第六十六条第一項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下単に「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業

法第六十六条第一項の規定による漁業及び前条第二号イからトまでに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第七号による申請書を知事に提出しなければならぬ。

2 第二十五条の規定により定数が定められた漁業（以下単に「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならぬ。ただし、第二十二条第一項、第二十七条及び第二十八条第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る許可の申請をした者が当該申請をした後死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第一項の申請書のほか、許可をしようとするかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

（昭六三規則三二・平一一規則七九・平一三規則七六・平一四規則五・平二〇規則五八・一部改正）

（許可の有効期間）

第九条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十七条又は第二十八条第一項の規定によつて許可した場合は従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するよう定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において海区漁業調整委員会の意見を聞いて、第一項の期間より短い期間を定めることがある。

（許可証の交付）

第十条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に様式第八号による許可証を交付する。

（昭六三規則三二・一部改正）

（許可証の携帯義務）

第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわ

らず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(平一二規則一二二・一部改正)

(許可証の譲渡等の禁止)

第十二条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第十三条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両げん側の中央部又は船橋の両側に様式第九号による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(昭六三規則三二・一部改正)

(許可等の制限又は条件)

第十四条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をあたりにあたり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては、漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十六条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、漁業の許可又は起業の認可の内容を変更しようとするときは、様式第十号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 第八条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(昭六三規則三二・一部改正)

(許可証の書換交付の申請)

第十七条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更を生じたときは、すみやかに（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき）、様式第十一号による申請書を提出して、知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(昭六三規則三二・一部改正)

(許可証の再交付の申請)

第十八条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十九条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十六条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- 二 第十七条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 三 第二十九条第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十二条第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第二十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についてもまた同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が、前二項に定める返納又は届出の手續をしなければならない。

(平一三規則七六・一部改正)

(起業の認可)

第二十一条 漁業の許可を受けようとする者で現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶

若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する者に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができ。

2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第四号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請について準用する。

第二十二條 知事は、起業の認可を受けた者が当該起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、当該申請の内容が当該起業の認可を受けた内容と同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日その効力を失う。

(許可等をしない場合)

第二十三條 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。

三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。

2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないこととしようとするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないこととしようとするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(平六規則一一八・一部改正)

(許可等についての適格性)

第二十四條 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第二十五条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第七条各号に規定する漁業につき及び漁業法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

2 知事は、第一項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聞くものとする。

3 漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は第一項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。

4 知事は、第一項の定数(前項の規定により知事が定めたときとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。

5 第二項及び前項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合について準用する。

(平二〇規則五八・一部改正)

(許可等の基準)

第二十六条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

一 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

二 当該漁業の従事者が、当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて許可又は認可するとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、当該申請をした者のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が、第八条第三項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が、当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にか

ならず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

一 当該漁業の操業状況

二 各申請者が当該漁業に依存する程度

三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くものとする。

(許可等の特例)

第二十七条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間中に当該許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

二 漁業の許可を受けた者が、当該許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（当該許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

第二十八条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、当該許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営むとき又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずるとき。

二 漁業の許可を受けた者が、当該許可に係る船舶の合計総トン数が別に定める規模に達しない場合において、その規模に達するため他

の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めるものを営み、若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人であるとき。

四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとするとき。

2 知事は、前項第二号又は第三号の規定に基づき別に定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聞いて定め、定めるときはこれを公示する。これらの定めを変更しようとするときも、また同様とする。

(平一三規則七六・一部改正)

(相続又は合併若しくは分割)

第二十九条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(平一三規則七六・一部改正)

(許可等の取消し)

第三十条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、当該漁業の許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(平六規則一一八・一部改正)

第三十一条 知事は、漁業の許可を受けた者が、当該許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、当該許可を取り消す

ことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第一項若しくは第四十九条の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、同法第六十八条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 前条第二項の規定は、第一項の取消しを行う場合について準用する。

4 漁業の許可を受けた者が、一漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(平六規則一一八・平一二規則一二三・平一三規則一一四・一部改正)

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第三十二条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることがある。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行うとするとときは、聴聞を行わなければならない。

5 第三十条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による処分を行う場合について準用する。

(平六規則一一八・一部改正)

(許可等の失効)

第三十三条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十九条第一項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を継承する場合を除き、当該漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該漁業の許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。

一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

- 二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- 三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還しその他当該船舶を使用する権利を失ったとき。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(昭四七規則五・一部改正)

(禁止期間)

第三十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名 称	禁 止 期 間
あ わ び	三月一日から十月三十一日まで（石巻市黒崎突端から正南に引いた線、名取川河口中央から正東に引いた線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち第一種共同漁業（あわび漁業を含むものに限る。）を内容とする共同漁業権が設定された漁場の区域における素潜りによる採捕にあつては、三月一日から四月三十日まで及び八月一日から十月三十一日まで）
は ま ぐ り	六月一日から七月三十一日まで
あ か が い	七月一日から八月三十一日まで
な ま こ	四月一日から十月三十一日まで
ま が き	七月一日から八月三十一日まで

ま	だ	こ	四月一日から八月三十一日まで
きたむらさきうに			十月一日から翌年一月三十一日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭六三規則三二・平五規則一三・平一七規則八二・平二一規則七五・一部改正)

第三十六条 小型機船底びき網漁業は、七月一日から八月三十一日までは、これを営んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、金華山頂上を通る緯線以南の海域において、総トン数十トン未満の船舶を使用して行う手繰第一種漁業及び

その他の小型機船底びき網漁業は、三月一日から四月三十日までは、これを営んではならない。

(昭四九規則六三・一部改正)

(体長等の制限)

第三十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名	称	大	き	
う	な	ぎ	全長二十センチメートル以下	
さ	け	け	全長二十センチメートル以下	
ま	す	す	全長二十センチメートル以下	
は	ま	ぐ	り	殻長三センチメートル以下
あ	さ	り	殻長二センチメートル以下	
あ	わ	び	殻長九センチメートル以下	
きたむらさきうに			殻径(とげを除く。)五センチメートル以下	

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭四九規則六三・平五規則一三・一部改正)

第三十八条 削除

(平二〇規則五八)

(漁具、漁法の制限及び禁止)

第三十九条 次の各号に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 空釣こぎ漁法（文鎮こぎ漁法（方言金棒びき漁法）及び空釣なわ漁法（ぼらから掛けを除く。））
- 三 火光利用まき網漁法

第四十条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合には、当該漁具は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならぬ。

名	称	範	圍	
建	干網、張切網	網目	十五センチメートルにつき十節以下	
手繰	第一種漁業及びその他の小型機船	ふくろ網の網目	十五センチメートルにつき五節以下	
底びき	網漁業に使用する底びき網	けたの長さ	一・五メートル以下	
手繰	第三種漁業に使用する底びき網のうち	の貝けた網	使用する網の数	四統以下

(昭四九規則六三・一部改正)

(禁止区域)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の下欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、小型機船底びき網漁業のうち、手繰第三種漁業については、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいてする場合は、この限りでない。

漁業種類	禁止区域
三枚網漁業	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線内の海域
小型機船底びき網漁業	ア 宮城県と岩手県との最大高潮時海岸線における境界点 イ 気仙沼市唐桑町御崎突端正東三海里の点 ウ 本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点 エ 石巻市金華山山頂南東五海里の点

- オ 金華山山頂と石巻市砥面出しとを結ぶ線上金華山山頂から十海里の点
- カ 点キから石巻市日和山を結ぶ線と東松島市宮戸波島灯台から点オを結ぶ線との交点
- キ 阿武隈川河口中央から正東七海里の点
- ク 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点から正東九海里の点
- ケ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

(平一七規則八二・平一七規則一三七・平一八規則一一二・一部改正)

(夜間操業の禁止)

第四十二条 次に掲げる漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。

- 一 小型機船底びき網漁業
- 二 底びき網漁業
- 三 潜水器漁業

(平五規則一三・一部改正)

(河口附近における採捕の制限)

第四十三条 次の表の上欄に掲げる河川の河口附近であつて同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間はさけを採捕してはならない。

名称	禁止区域	禁止期間
大川河口	河口中央から正南四〇〇メートルの点を中心として半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
小泉川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
八幡川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
水尻川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
折立川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
水戸辺川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
追波川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで

大原川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
北上川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
鳴瀬川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
高城川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
名取川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで
阿武隈川河口	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	九月一日から十二月三十一日まで

(昭六三規則三二・一部改正)

(無許可漁業により採捕したあわび等の所持又は販売の禁止)

第四十四条 第七条第一号又は第二号の規定に違反して採捕したあわび若しくはうに又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

(平二〇規則五八・平二二規則三二・一部改正)

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第四十五条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、様式第十二号による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により許可をするにあたり、制限又は条件を付けることがある。

(昭六三規則三二・一部改正)

第四十六条 削除

(平二〇規則五八)

(遊漁者等の漁具、漁法の制限)

第四十七条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣及び手釣

- 二 たも網及び又手網
- 三 投網
- 四 やす、は具
- 五 徒手採捕

(平一五規則六・一部改正)

(試験研究等の適用除外)

第四十八条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第十三号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、様式第十四号による許可証を交付する。

4 知事は、第一項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることがある。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。

7 第一項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

9 第十一条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。

(昭六三規則三二・一部改正)

(許可船舶に対するてい泊命令及び検査)

第四十九条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶のてい泊を命ずることがある。漁業法第三百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、また同様とする。

- 2 前項前段の規定によるてい泊期間は、四十日を超えないものとする。
- 3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 5 第一項後段の規定によるてい泊期間は、十日を超えないものとする。

(平六規則二一八・平一五規則六・一部改正)

(船長等の乗組み禁止命令)

第五十条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(平六規則二一八・平一五規則六・一部改正)

(無許可船に対するてい泊命令)

第五十一条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることがある。

- 2 前項の規定によるてい泊期間は、四十日を超えないものとする。

- 3 第四十九条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(平六規則二一八・平一五規則六・一部改正)

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第五十二条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又はみずからこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第五十三条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、

船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることがある。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 様式第十五号による信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

（昭六三規則三二・平一五規則六・一部改正）

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第五十四条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第五十五条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第五十六条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては様式第十六号による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上二メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

（昭五一規則一〇七・昭六三規則三二・一部改正）

（はえなわ漁業等の漁具の標識）

第五十七条 次の各号に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、幹なわ又は網の両

端に、水面上二メートル以上の高さのぼんでんをつけ、幹なわの中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合において夜間においては当該ぼんでんに電灯その他の照明を掲げなければならない。

- 一 はえなわ漁業
 - 二 固定式さし網漁業
 - 三 流し網漁業
 - 四 せん（かご・どう・つぼ）漁業
- 2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

（昭五一規則一〇七・昭六三規則三二・一部改正）

（潜水器漁業の操業旗章）

第五十八条 潜水器漁業を営む者は、その操業中様式第十七号による国際信号旗を船げん上一メートル以上の高さに掲げなければならない。

（昭四七規則五・昭六三規則三一・一部改正）

（漁獲成績報告書の提出）

第五十九条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第六十六条第一項の規定及び第七条の規定による漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書と同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類		報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業以外の漁業）	小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
いか突棒漁業	いか突棒漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）及び第七条に規定する漁業（いか突棒漁業を除く。）	中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）及び第七条に規定する漁業（いか突棒漁業を除く。）	当該操業期間の漁獲成績報告書	操業期間の経過後一ヶ月以内

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

（平二〇規則五八・一部改正）

第四章 罰則

第六十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十五条第一項又は第四十八条第六項の規定に違反した者

二 第十四条、第三十二条第一項、第四十五条第三項又は第四十八条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第三十二条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

四 第三十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十二条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

（昭五八規則三三・平一四規則五・平二〇規則五八・平二二規則三一・一部改正）

第六十一条 第十一条第一項（第四十八条第九項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第六十条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（平二〇規則一一・一部改正）

第六十三条 第十一条第三項（第四十八条第九項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十七条、第十八条、第二十条第一項若しくは第二項、第二十九条第二項、第三十一条第四項若しくは第五項又は第四十八条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

（平六規則一三〇・一部改正）

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宮城県漁業調整規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

宮城県漁業調整規則（昭和二十六年宮城県規則第七十五号）

宮城県小型機船底びき網漁業調整規則（昭和二十七年宮城県規則第二十号）

(経過措置)

3 宮城県漁業調整規則及び宮城県小型機船底びき網漁業調整規則（以下「旧規則等」という。）の規定に基づいてした許可その他の処分であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の規定に基づいてすることができるものに限り、これに基づいてしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は、この規則の規定にかかわらず、小型機船底びき網漁業及びかつお又はまぐろの採捕を目的とする中型まき網漁業の許可にあつては昭和四十二年六月三十日に満了するものとし、その他の許可にあつては従前の許可の残存期間とする。

4 この規則施行の際、現に知事が交付している許可証は、前項ただし書きの規定による許可の有効期間の満了日までは、この規則の規定により交付した許可証とみなす。

5 旧規則等の規定に基づいてした相続及び合併に係る申請は、本則第二十九条第二項の規定によりした届出とみなす。

6 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第六三号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十九年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十一年規則第一〇七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年規則第三二号)

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年規則第三一号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、昭和六十四年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年規則第三〇号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年規則第一三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第一一八号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第一三〇号）

この規則は、平成六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第七九号）

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第一一二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一二二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条の規定は、この規則の施行日以後になされた申請及び届出から適用し、同日前になされた申請及び届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の第十一条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の第十一条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則（平成一三年規則第七六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一一四号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年三月二〇日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定による海区漁業調整委員会の指示に基づく承認を受けて改正後の第七条第七号に掲げる漁業を営んでいる者については、平成十四年三月三十一日までの間は、同条の規定は適用しない。

附 則（平成一五年規則第六号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年規則第八二号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一三七号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一一二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五八号）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の宮城県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）に基づく漁業の許可又は起業の認可（規則第七条の規定による漁業の許可に係るものに限る。）であって、現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の宮城県漁業調整規則（以下「新規則」という。）によって漁業の許可又は起業の認可されたものとみなす。

3 この規則の施行前にした漁業の許可又は起業の認可について、旧規則第三十八条、第四十四条及び第四十六条の規定は、その有効期間

の満了の日まで、なおその効力を有する。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年規則第一一二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第七五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二一年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年規則第三一号）

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。